

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 :会報

## 河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO 4 発行：2006年11月11日

連絡先：〒186-0004 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合（略称：多摩教組）TEL 042-571-2921 Fax 574-3093

郵便振込口座：00110-4-279595

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nedusan.htm>

根津公子さん・停職3ヶ月被処分  
河原井純子さん・停職1ヶ月被処分

日の丸・君が代

強制不服従

# 停職処分を取り消せ

2006年10月30日提訴

訴訟

傍聴をお願いします

12/14(木)  
10:00~

## 第1回の法廷が開かれます

東京地裁 710号法廷

河原井さんと根津さんは別事件としての扱いですが、二人とも、民事19部での同時進行という扱いとなりました。第1回目の当日は、二人の意見陳述です。私たちは、この裁判に、絶対に絶対に負けることはできません。今までにも増して皆様のご支援をお願いいたします。

事務局

## 停職3ヶ月処分取り消しを求め、地裁に提訴しました

根津公子

06年3月の卒業式での停職3ヶ月処分について人事委員会審理を切り上げ、10月30日東京地裁に提訴しました。

これ以前の「君が代」処分についてはまだ人事委員会に係っているのですが、私の場合、今回の処分については結論を先に延ばすことはできません。都教委が処分規定の見直しを議題に付した今年5月の教育委員会定例会を、私は傍聴をしたのですが、そこで都教委は「停職は6ヶ月まで」と説明を加えました。また他方、「教職員に国歌斉唱・起立の義務はない」とした9・21判決に対し、検討した形跡もない勢いで控訴してしまう都教委ですから、5ヵ月後の卒業式の不起立で私には停職6ヶ月を科してくるでしょう。そして08年3月のそれで免職もあり得る・・・かもしれません。ですから、裁判の進行に対してのんびりしたことは言うてはいられません。1年半後の卒業式を迎えるまでに停職3ヶ月処分の取り消し、勝利判決を引き出さねばならないのです。

### ◆この裁判で主張したいこと

不起立不服従は教員としての職責、と私は不起立行動を通して実感するようになりました。その私の主張したい第一は、都・市教委が現場に強制する「君が代」は反教育・非教育行為であるからして、教員である私は「教員としての良心」からこれに従うことはできない。従う意思も義務もないのだということ。第二は、免職に至らしめる累積加重処分は、思想弾圧であって、どこから見ても許されることではないこと。

これらのことを憲法19条思想・良心の自由、教育基本法10条、学校教育法28条、子どもの権利条約12条から14条に照らして主張・立証していきたいと考えています。

### ◆この訴訟は、教育基本法改悪（廃止）をさせない闘い

都教委が処分つき「君が代」強制を止めるまで私は免職処分を覚悟で闘い続ける、と決めての不起立とその提訴です。絶対に免職にさせはしない。将来に全体重をかけた闘いです。実質、10・23通達を葬り去るものにしていきたいと思えます。

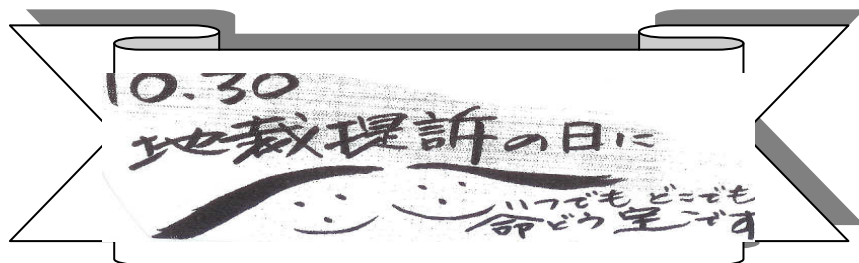
またこのことは、教育基本法改悪反対の闘いに直結しています。今国会で教育基本法改悪は安倍政権にとって最重要課題、最悪の場合には、数にまかせて改悪もあるかもしれません。強引に改悪に持っていかれた場合、それで終わりではなく、それは私たちにとって長い闘いの始まり、と捉えなければならないと考えます。

今現在は教育基本法は改悪されてはいませんが、実態は教育基本法が守られていないことを見るとき、実効あるものにできるかどうかは、どんな場合にも人々の不断の闘いにかかっています。もしや教育基本法の改悪が成立するようなことがあっても、

強力な闘いが存在すれば、それが力関係を逆転させるでしょう。私は、この訴訟を教育基本法改悪とどこまでも闘う、その意思表示とも思っています。

◆ご支援のお願い

12月14日には第1回の法廷が始まります。皆さん、どうぞご支援よろしくお願い申し上げます。お近くの方は是非傍聴等、お願いします。



河原井純子

9・21 予防訴訟の判決は全国の仲間から「おめでとう！！ よかったね。でも、でも、あたりまえの判決よね」という声が届いています。裁判の長い冬の季節にやっと射し込んできたあたたかい春光のように心とむものでした。9・21は朝から判決結果が気になっていましたが、移動教室の二日目でした。全面勝利の報が私のところに届いたのは、夜でした。まず、職場の仲間から、そして、心同じにして闘う同志からでした。翌朝の朝刊でその事実をあらためて確認して「やはり本当のことだったんだ」と、やっと納得できたのでした。しかし、この「画期的判決」もひとりひとりがこの判決から「何をするのか」「何ができるのか」と行動を起していけないと、実は状況は何も変えることができないのです。都教委は、高裁に控訴しました。現実に周年行事などで、判決前と何も変わらない職務命令が平然と発令されています。教育基本法の改悪されようとしています。

私は、何としても「君が代解雇」を許すわけにはいきません。「君が代解雇」は、教育現場完全破壊の総仕上げになるからです。今回の提訴は、私の停職処分(3/14～4/13)の撤回です。「君が代解雇」をさせないための第1歩だと思っています。9・21判決が現実のものとして学校現場・教育現場に日常的に根づくように、行動を起したいと思います。

10・300 提訴日の記者会見で、提訴の決意を「詩」をもって表明しました。この詩は、2003・10・23通達をどうしても受け入れることができず、1回目の不起立をした時に、その想いを短い「詩」にまとめたものです。この想いは、4回目の不起立で停職1ヶ月の処分を強行された時にも、なんら変わらず、まったく同じです。そしてこれからも、ずっと、想い続けます。

～～～現在を問い未来を孕みたい～～～

その時は、穏やかな空気のなかでやってきた

「国家斉唱」ひとり静かに座る

周りの子どもたちも何人か座っている

前から後から感じる人の林、林、林

1分もない「君が代」のなかで

長い時間が流れていく

いろんなことがよみがえる

「日の丸・君が代」など存在しなかった八王子養護学校での

「入学歓迎会」という名の入学式

「はげましの会」という名の卒業式

なつかしいシーン なつかしい顔、顔、顔

なんかあったかい想いがよみがえる

そのあたたかさをつきやぶる

「立ってください」「立ってください」「立ってください」

両手を挙げて連呼する教頭の声

まるでロボットのよう

ここは、もう、「学校」ではない

子どもたちのわたしの思想良心の自由は

憲法は、教育基本法は、子どもの権利条約は、

学校は、教育は、

現在を問い未来を孕むものではなかったのか

「現在」を問えない学校は「学校」ではない

「未来」を孕めない教育は「教育」ではない

私は静かに貫く「不服従」の日常的な営みを

私は穏やかに守りたい教師の良心を教育労働者の誇りを

そして さらに つながっていきたい人、人、人と

現在を問い未来を孕みたい

いまここに大きなうねりを

いまここに大きなうねりを

この想いをもち地裁提訴を決意しました

## 9・21判決をバネに河原井さん根津さんへの処分を撤回しよう

会員・牧野一恵

二人は地裁に提訴後、4時30分から記者会見をした。二人の決意、それは、自分の良心に従うだけ、従うのは自分の良心だけ、というすっきりした言葉。それは、まるで真新しい言葉のようにすがすがしく私の胸に響く。9・21と言う日が来るなんて夢にも思わなかった。二人は次から次への処分の山につぶされず、常に前向きにマイペースで進んできた。この裁判は、9・21判決に支えられたものとして闘っていける。元気が出る。4人の頼もしい弁護士、大勢の支援の人々と共に歩いていける。嬉しい。たくさんの方の被処分者たちも、次から次と提訴して闘うだろう。私も続きたい。学校の中で、今、何が起きているのか。「子どもはお国のためにあるんじゃない」危機感がいっぱいこの裁判。勝利したい！

### ★★根津さん人事委員会審理状況★★

#### 第6次被処分・第7次被処分

「君が代」減給6月、停職1月被処分人事委員会審理の報告

#### 圧力のすさまじさを披瀝する結果となった証言

根津公子

東京教組組合員の被処分者10人合同の「君が代」人事委員会審理が10月6日に行われた。今回は校長尋問の最終回。証人の一人が、私の04年度卒業式及び05年度入学式での処分（減給6月、停職1月）に係る立川二中A校長。全ては、校長が良心に従ってどこまで事実を話してくれるかにかかっていた。9・21判決が出されて都教委は焦り、翌日には都立高校の校長たちを集めて「今までどおり」と徹底したのだから、そのことは区市町村段階に下りてきていると予測はしていたが、それはかなりのものであったに違いない。

この日、立川二中A校長の前に尋問に立った国分寺二小の校長（当時）が、当時は市教委批判を日常的に口にしていたというが、それらの言辞について質すと、「覚えていない」を繰り返すのみ。その証拠が職員会議録に記載されていて、そのことを告げられても、「覚えていない」。請求人側から弾劾証拠（嘘の証言をした時に、当日その場で出す証拠）が提出され、積み上げられていってもなお、「覚えていない」。証言内容について脅され、自己保身に走っているだろう校長たちを間近に見ながら、

都・市教委の圧力のすさまじさを痛感した。

審理室に入ってきた A 校長は、すぐに私に会釈をしてくれた。私も会釈を返しながら、一分の期待をまだ捨てずにいた。大井弁護士が尋問を開始。

まずは立川市内の小・中学校のうち、立川二中の校長だけが出した、いや、出させられたに違いない職務命令書について。「職務命令書の宛先が、2004年入学式では『教職員各位』だったものが、その年度の卒業式では個人名記載となった。内容もより詳細になっているが、そこには市教委の指導があったのか」と訊くと、校長は「市教委からの指導は記憶していない。私の判断でしたこと」と言う。

次は、校長が市教委にあげた事故報告書について。そこには、都立高の校長たちが書くよう指導されたという「（根津について）厳正な処置をお願いしたい」という文言が書かれていなかった。「（書くように）市教委から指導があったのではないかと質したが、「記憶にない」と校長は言った。市教委の関与を否定した両証言は、9・21判決に焦った都・市教委が校長に圧力を加えた結果、またはそれを察知した校長の自己規制の結果だと思った。

卒業式当日までの校長と私とのやり取りについても、本心は言ってもらえなかったと感じた。校長が私に言った「10秒でも立てば（処分しなくても済む）」「目をつぶってでも立ってはもらえないか」はどういう気持ちから出たことばだったかを訊くと、「立って欲しいという願い」「正常に式を運営したい」「命令を出しているので、順守して欲しい」かったのだと言う。また、私は自身が意に反して起立してしまうかもしれないことについて、生徒たちに謝っておきたいと申し出たところ、校長はそれを許可し、「校長が命令を出したと言ってもらって構わない。生徒が座ることを促す発言だけはしないように」と言ったのだが、その発言をした気持ちについて尋ねると、「根津先生に立っていただきたい。子どもを巻き込むのは止めていただきたいと思って」と言った。

私を立たせたかったのは「事実」であったろうが、その周辺の真実とも言うべきものをすべて捨象したものは、事実からは程遠い。まさに、「日の丸・君が代」の実施率100%の「事実」とその真実の関係と同じだ。

校長は、「起立できないと言う教職員に対して、職務命令を発して起立させようとするのは、まさに『精神的な強制ではないか』」という尋問には、「（いいえ）職務です」。昨年福生三中の不起立処分での尋問では、この尋問に、「強制ですね」と答えていた A 校長が、今回は180度異なる見解を述べた。これも、都・市教委の圧力か？ そして、校長の自己規制か？

残り少しの時間を尋問に立った私は、今からでも校長の良心に届いてほしいと念じ、一縷の望みを託して言葉に出した。「校長、都教委の圧力はますますひどいでしょう

が、でも、勇気をもって本当のことをおっしゃってください」。校長は体の向きを私の方に向けて、うなずいた。それが校長の精一杯の「誠実さ」の表現だったのだろう。でも、すぐに、審理委員長は校長に正面を向くよう、注意した。

私は大井弁護士がはじめに訊いた件について再び聞き返した。「職務命令書の宛先が入学式と卒業式とで変わったのは市教委の指導があつてのこと。そう校長から聞いたことを、私は鮮明に覚えている」と言い、その情景を話したが、校長には「思い出し」てはもらえなかった。

大井弁護士最後の尋問に、校長が強制ではなく、「職務です」と答えたことに、私は横道にそれとは思つても、どうしても一言訊いておきたくて、「職務はすべて正しい、と思いませんか。戦前職務として当時の教員が行つたことが、戦争に子どもを追いやった事実を見てもなお、いま職務としてやることの全てが正しいと言えますか」と訊いた。校長は、「お答えできない」と言った。

私は校長に生徒たちに対する責任を感じてもらいたいと思うので、「校長のところに、『なぜ立たなければいけないのか』とか『立ちたくない』とか、言つてきた生徒はいたか」「その生徒たちの気持ちに寄り添つた対応をしたか」と訊いた。それに対する校長の証言は、「廊下で会つたときに言つてくる生徒はいたが、校長室を訪れた生徒はいない」。「私には、かなりの生徒が質問に、あるいは、自分の気持ちを吐露しにきたのに、校長のところに来なかつたのはなぜでしょう」と訊いたが、答えは返つてこなかつた。教育行為をしたかどうかを訊いたら、「（「日の丸・君が代」については中学校で教えなくても、）小学校の社会と音楽で習つてきた」と。目の前の生徒の質問に誠実な対応をしない、いや、できないで、このような責任を転嫁する発言はしないでほしい。責任を自覚してほしい。でもこの発言は、「教育行為を放棄した」と証言したと同じに思う。

生徒のことを持ち出すのを都教委がとても嫌つているのがわかる一幕があつた。大井弁護士が尋問の中で、一人の生徒の意見文を読み、校長に聴かせ始めると、処分者（都）側松崎弁護士はあわて騒ぎ、止めるよう連呼した。余りの取り乱し方に驚いたが、それは、生徒の文章こそが、「君が代」強制実施に対する最大級の批判と受け取つたからに他ならない。

「すでに私は停職3ヶ月、遠くない先に免職に心配がありますが、校長は、根津について、免職、教員失格というような仕事ぶり、教育活動をしていたと思われたか」と訊いた。校長は、「朝早くから良くやっていた。家庭科の内容については、私と意見が違ふことはあつた（そんなことなかつたでしょ？ と思つた）が、よくやっていました」と。不起立するような教員は仕事をしないもの、との思い込みが一般にはかなりあるようだ。審理委員長も例外ではないだろうと思つて、訊いたものだった。

A 校長は、自身があげた事故報告書によって私を停職 3 ヶ月にまでしまったことに苦悩したはずだ。10・23 通達から発した市教委通達と都・市教委の圧力がなければ、事故報告書などあげるはずがなかっただろう。毎日顔を合わせていて少なくとも私はそう感じた。だから、審理の場で顔を合わせて、会釈をしてくれただろう。

しかし、そうした A 校長も、証言は都・市教委を慮ったものだった。私は、そこが一番怖い。

近頃は平教員だって相当、自己規制のるつぼにはまっている。不当介入だ、理不尽だ、子どものためにはならないと思いながら、結局はこぞって長いものに巻かれ、服従している現実がある（「日の丸・君が代」の強制は、その象徴）。その思考停止状態が怖い。だから、A 校長一人を責めるつもりはない。しかし、その結果、都・市教委の教育破壊に荷担していることに、気づいてほしい。降格を覚悟しなければ言えないのかもしれないけれど、勇気を持って言うべきことを言ってほしい。私一人を救ってほしいと言っているのではなく、被害を次世代に拡散させないように。

## ★★河原井さん人事委員会審理中止★★

第 4 次被処分[05 年 3 月不起立]

河原井純子

10 月 10 日、急に本人尋問中止になりました（連絡が届かなかった方、すみませんでした）。9・21 判決を受けて今後、地裁に提訴となっていきます。詳細につきましては随時お知らせします。

できれば  
**カンパをお願いします**  
ご無理のない範囲で

日頃皆様の様々な形でのご支援に敬意を表しつつ、再度カンパのお願いを申し上げます。いよいよ裁判が始まりました。免職をも辞さない覚悟で憲法・教育基本法を活かすべく声をあげ続けている河原井さん根津さんを、絶対に免職に追い込むことはできません。ご無理のない範囲で、カンパをお願いいたします。振込用紙を同封させていただきました。よろしく  
お願いいたします。事務局



# 闘いにグローバルに

## 韓国の教員が国旗敬礼拒否で停職3ヶ月

根津公子

夏に表記の記事を見て気になっていたところ、その教員と出会う機会に恵まれた。停職3ヶ月処分を受けたのは、1970年生まれの男性の高校教員。

彼の名前は、李ヨンソクさん。国旗敬礼（月1回の全校集会と週1回の教員集会で強制される）は軍事独裁政権の名残、学校から排除したいと彼は言う。でも、国旗それ自体に反対しての拒否ではない。

国旗敬礼拒否を始めたのは、最近のこと。昨年新しい校長がやってきて、独断的な運営が始まったことにある。職員の反対を無視して全国一斉学力テストをやると言い、それに反対した2人の教員を学期途中で担任から外した。学力テストのための練習テスト（＝校長に10%バックペイがある）に李さんが反対したら、校長は保護者を組織し、攻撃を加えた。出勤・退勤時間も校長が決めようとした。こうした暴力的なことに彼は黙らなかつた。国旗敬礼時それまでは胸に手を当てはしなかつたが、起立はしていた。しかし校長の暴力に立ち向かう中で、国旗敬礼に対しても“暴力”を感じるようになり、起立も拒否するようになった。そのことを保護者が教育長に告げ口し、朝鮮日報には投書をした。そして、教育庁は8月5日彼を、停職3ヶ月処分にした（停職は8月9日から）。

李さんは教員になった1年目、子どもは殴ってでも教えるべきという韓国式「教育」を疑うことなく、体罰を使った。教員になる前に軍隊にいた（韓国には兵役の義務がある）間、殴られ続けたことに対し人間扱いされていないと感じたのに、子どもたちを殴った。彼はそのことに気づいたとき、「軍事文化」に向き合い、日常のあらゆる暴力を一つひとつ拒否していこうと思ったそうだ。子どもを殴らない。頭髪・服装検査をやめるなど。教員になって3～4年すると国旗敬礼についても、暴力の一つと捉えるようになり、その歴史を学び、学びながら拒否し、今に至る。

11月9日に停職が明けると復職先は遠距離の中学校だと言う。二重の処分。しかも、再び国旗敬礼をせず、校長がその報告書をあげたら、免職とのこと。若い彼に、「生活の不安は？」と訊いたら、「それはやはりある。決める度に葛藤はある」と。「でも、今回のことで自分が自由になった。良心と信念を守る上で、意味があったと思う」と、すっきりした表情で言った。

彼は、停職処分を知った彼の教え子が「善の沈黙」というホームページを開いたことを知り、その教え子と会った。在学中、李さんから「悪の一番喜ぶことは善の沈黙

だ」と聞かされていた教え子が、この処分に対して自分は何ができるかを考えていたことを知る。それを知った李さんは、「生徒たちにことばではなく、実践で教えることができる実感した」と話してくださった。20歳離れた私が、この1年半で実感したことと全く同じ。そこには国境も年齢差もない。思わず手を取り合った。

「悪の一番喜ぶことは善の沈黙だ」。全く同感です。

李さんは今、日本で言うところの人事委員会に処分取り消しの訴えをしています。その結論が11月2日に出ます。

日本に習い日本の5年後に行く韓国教育庁はいま、教員評価制度を導入しようとしています。それに対し教職員組合（全教組）は激しい闘いを展開。その闘いの中で逮捕や起訴をされている（10月27日現在）そうです。そんな危ない状況でも、闘う韓国の教員たち。そこにあるのは、“希望”。私たち日本の教員が学ぶべきことがたくさんありそうです。

---

## シリーズ・現場から 2

### 学校現場のうめき声「業績評価残酷物語その1」

伏見 忠

東京都の公務員には、業績評価制度という成績評価の制度があります。今年度から悪い成績を取るとしっかりと賃金で差がつくシステムになってしまいました。

この制度がすごいところは、「自己申告書」と言って、自分で1年間の目標を設定し、その目標の達成状況で成績を判断することです。また、目標設定も評価しやすいようにはっきりと数値化することになっています。

特にすごいとは思わない方、あなたは管理者の罠にはまっていますよ。

まず、何をやっても去年と同じでは駄目。目標も年々高くしていかないと成績が悪くなります。また、前任者と同じ仕事をしていたら、成績が悪くなる。1年間の評価なので、何年も時間をかけてコツコツと問題を解決しようとする姿勢は全く評価されない。こんな制度の中で良い成績を取るには、目標が本当に学校や生徒にとって本当に必要なのかと考えることなく、手早く達成できてしかも目に見える事だけやる事です。

前にいた学校では、電気代の削減のため廊下の蛍光灯を1本おきに間引きして、年間の電気代を節約し目標を達成して出世して他の部署に栄転して行った人がいました。その学校は廊下を挟んで両側に教室がある構造なので昼でも明かりは入らず、さらに蛍光灯をなくしたので廊下は暗い、顔は見えるけど雰囲気はとっても暗い学校になってしまいました。

彼は学校中から苦情がきても一切受け付けず、転勤になってようやく明るい学校が戻りました。省エネや予算の削減は良いことで必要だけれど、彼の本当の目的は自分の成績を上げたい事だったのです。

私はそれ以来、何か新しい提案があると、きっと誰かの自己申告書に目標が書いてあるんじゃないかと疑うようになってしまいました。

## 書 籍 紹 介

★ ★ 「沈黙の社会にしないために—最高裁にあてた 168 通の上申書—」

立川・反戦ビラ弾圧救援会編 注文先 FAX042—525—9036 定価 1200+税  
書物として世に出、大勢の人たちの目に触れれば、最高裁も上申書を放置できますまい。168 人の思いが凝縮されています。立川・反戦ビラ弾圧救援会には石川中裁判を支える会の会員も関わっています。

★ ★ 「戦争と性を見つめる旅—『加害者』の視点から—」

谷口和憲著・「戦争と性」編集室発行（谷口さんは石川中裁判を支える会会員です）  
金学順さんが名乗り出たことに衝撃を受け、「男」としての自身を見つめ続ける著者。1989 年から 2 年間、世界 14 カ国の平和・人権団体を訪ねた旅の記録の加筆再出版  
注文先 042—559—6941 定価 1800+税

★ ★ 「茶色の朝」を迎えないために

ピースネット編集発行 定価 300 円  
連絡先 〒113—0033 東京都文京区白山 1—31—9 小林ビル 3F  
TEL03—3813—6490 Fax03—5684—5870

河原井純子さんが、「教育基本法、日の丸・君が代強制から見えるもの」というテーマでピースネット主催の非暴力講座で話した内容を中心に、西原博史さんの教育基本法「改正」を考えるなどが収録されている。

●●● 『君が代不起立』完成試写会のお知らせ ●●●

時：11 月 22 日（水） 午後 6 時 30 分開演

所：東京・中野ゼロ 視聴覚ホール（東京・JR 中野駅南口 7 分）

参加費：500 円（カンパ協力者は無料です）

製作者・出演者のあいさつあり 主催：ビデオプレス

停職処分と闘う根津公子さん、河原井純子さん、刑事告訴された藤田勝久さんなどを中心にビデオプレスの松原さんが製作してくれたドキュメンタリーです。ぜひご覧ください。年末から上映運動も企画されています。

## 誇りを持った【ほうっかむり】

今マスコミで騒いでいる高校の世界史必修問題と君が代問題。どちらもかの有名な「学習指導要領」に書かれている事柄ですよ。片方の世界史必修問題は4年も前から文科省にはわかっていたそうですよ、11月9日のテレビニュースで言っていました。文科省は黙認していたわけですよ！ いいですよ、黙認したって。「学習指導要領」は大綱的基準なのですからね。ただ事実として、全国335の大学33000人の元高校生たちは履修しないまま大学生になったわけです。まっ、いいか、世界史なんて知らなくたって必要となりゃ自分で勉強すればいいんだから。でも、入試の時、日本史を取ったために落ちた人の不利益はどうなるんでしょうね！「学習指導要領どおりに」「学習指導要領どおりに」と唱えていらっしゃる教育行政に携わっている皆さん、この件を【ほうっかむり】しないでくださいよ。いや、いや、まてよ。そうですね【ほうっかむり】したっていいかもしれませんね。【ほうっかむり】が絶対いけないなんて融通の聞かないこと言うのはよしましょう。そのくらい鷹揚に構えたっていいんです、こっちのほうに、こんなに血眼になって恥知らずなことをしなければ……。こっちは、そうです「日の丸・君が代」の強制ですよ！！ これだけ世の中の人々が「強制はやりすぎだ、処分は行きすぎだ」と言っているにもかかわらず、あなたたちは、たった40秒間不起立で歌わなかった教員を処分し、生徒を強迫し……。式の最中にうろろうろろ不起立者を探し出し（舞台の袖に隠れてピアノ教員を見張り摘発した東京板橋区の指導主事はその後出世したそうですよ）、座ってしようものなら「立ってください。立ってください」と喚かせ、即刻、事情聴取だ、事故報告書だ、再発防止研修だ……と言っている。そして見せしめ処分の降格や、累積処分を繰り返し、停職処分までするとは！

こういうやり方、つまり、「どうでもいい」とその時の政権担当者が判断したことは放置し、「そろそろ戦争でもしてみたいナ」「軍隊の閲兵でもしてみたいヨ」とでも考えたのか（どうか知りませんが）北朝鮮の金正日のような野蛮幼稚な政権担当者が「やれー」と命令したことは「学習指導要領にあるうー」「学習指導要領にあるうー」と唱えて強制する、とにかく強制だけする、こういうやり方こそが問題なんです。行政がこういう勝手をしていいんですか？ 行政の「裁量」だとかなんとか言いながら…。 こういう行政の勝手なやり方を、行政の不当な介入というんではありませんか？ 教育基本法10条ではこういう不当な介入を禁止しているのではありませんか？ 教育行政に携わっている皆さん、こういうことはいけませんよね？！ 【ほうっかむり】するんだったら、上に座った野蛮幼稚な政権担当者の言うことにも【ほうっかむり】してくれなきゃ。誇りを持って【ほうっかむり】してくれば、健全な国民はちゃんと自分たちで判断しますから。

(ふ)



10/25のピラ  
A面

東京都教育委員会  
教育長 中村正彦様

## 都庁職員へのピラまきと都教委への要請行動

控訴取り下げと10・23 通達撤回を求める要求書

### 再度要求します

「君が代斉唱」時に国旗に向かって起立する義務、国歌斉唱の義務、ピアノ伴奏の義務があるかを問う裁判（一通称、予防訴訟）で、東京地裁は9月21日原告の教員たち401名の主張を全面的に受け入れ、憲法判断を示す判決を出しました。

判決は、基本的人権の尊重を重視する平和憲法とそれを支えるために教育への不当な権力介入を戒めた教育基本法の理念に基づく正当なものでした。「日の丸・君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことは「否定しがたい歴史的事実」と指摘し、また、「憲法は相反する主張を持つ者に対しても相互の理解を求めており、・・・原告らの基本的人権を制約することは相当とは思われない」と懲戒処分をしてまで強制することは、「少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置である」（憲法19条「思想・良心の自由」違反）から、「起立しないことを理由としていかなる処分もしてはならない」と断じました。

都教委の2003年「10・23通達」による「日の丸・君が代」強制は憲法19条違反であるばかりでなく、校長に対する一連の指導は「教育の自主性を侵害する上、教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しい」とし、教育基本法10条の「不当な支配」に当たる違法なものだと断じました。また「起立・斉唱・伴奏の義務」は、学習指導要領をも逸脱すると指摘しました。更に校長が「当該職務命令を発することには、重大かつ明白な瑕疵（かし）がある」とし、都教委が「通達に基づく職務命令により教職員を懲戒処分することは、裁量権の乱用」であると言明しました。

判決は憲法や教育基本法を勝手にねじ曲げ、命令と処分で東京都の教育を支配してきた都行政のあり方に警笛を鳴らすものでした。しかし都教委は反省するどころか、この判決を無視し23日には臨時の校長会を開き「これまで通り通達に従って指導してほしい」と指示し、29日には東京高裁に控訴したのです。判決の重みを一顧だにせず多くの人々の願いを無視し続ける都教育行政の傲慢さを許すことはできません。強く抗議し、下記の事項を要求します。

1. 東京高裁への控訴を取り下げること
2. 地裁判決を遵守し、「10・23通達」を撤回すること
3. 345名の懲戒処分を撤回すること
4. 判決を厳粛に受け止め憲法・教育基本法・子どもの権利条約に根ざした教育を推進すること

10/25のピラ  
B面

都庁に働く皆さんへ  
河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会  
と一緒に 考えてください

一つの考えしかできなくなったら  
一つの考えしか認められなくなったら  
大変なことが起きました

あの時代がそうでした  
生きるのではなく死ぬことが大事だと  
国から求められたあの時代

大本営の発表を信じ込まされていたから  
だまされていたから、しかたがなかったと  
でも、もう一度同じ言い訳は出来ない  
だから大切にしたい

「鵜呑みはだめ、自分で考えて」  
「ノーと言っても良い自由があるんだよ」  
「女だから、男だからと勝手に決めつけない  
で、私だからを張らまそうよ」  
と伝え行動することを

あきらめないで対話を求め続ける勇気が  
小さな希望を連れてきました

地裁判決の灯りを高くかかげて  
「日の丸・君が代」の処分を撤回し、  
憲法・教育基本法  
子どもの権利条約を守りましょう

教育基本法の改悪はなにがなんでも  
「ノー」です

▲子供たちをこれ以上競争に負い込むのはごめんです

教育の機会均等はどうなるのでしょうか。「できる者は、百人に一人で良い。非才，無才には、実直な精神を養ってもらえばいい……」なんて言っていました。

▲ 国が決めた型に子どもの心をはめ込んではいけません

「お国のために命を投げ出してもかまわない日本人を生み出す」なんていうことも言っていましたね。子どもはお国のためにあるものではありません

平和を生み出す 今の  
教育基本法をこわさないで!

▲ 国が国民に向かって指図する教育は危険です

命令と処分です。国や行政が教育内容に介入してきた時代がありました。都教委の今の命令と処分での指導（支配）はこれです。

あの過ちを繰り返さないために今の教育基本法が生まれたのです